

企業法務相談室

【第62回】

弁護士 村上 友紀

京都大学法学部、大阪市立大学法科大学院を卒業し、2012年に弁護士登録。2017年より弁護士法人イノベティアに所属し、2018年米国デューク大学に客員研究員として留学。主に企業をクライアントとし、訴訟、交渉、相談、各種契約書・規程の作成・レビュー等に携わっている。



成年年齢引下げと消費者契約

はじめに

新聞、テレビなどでも報じられているとおり、二〇一八年の民法改正により、本年（二〇二二年）四月一日から、従来二〇歳とされていた成人となる年齢が一八歳に引き下げられました。これに伴い、一八歳から一九歳の若年者が社会の中で主体的な役割を果たし、社会に活力をもたらすことが期待される一方で、契約という場面においては、従来は民法に基づいて未成年者として保護を受けられていた一八歳から一九歳の若年者が、保護の対象から外れてしまうこととなります。消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁などの各関係省庁は、これまで、学校等を通じた消費者教育の実施、消費生活相談のデジタル化等若年者が相談しやすい体制の整備、若年者への啓発活動などを進めながら、他方で、関係する法律の改正や関係業界への働き掛けも進め、若年者の契約による被害を予防・救済する施策を講じてきました。

成年年齢引下げと政府による対応

民法は、未成年者が法定代理人（通常は父母）の同意を得ずに単独でした法律行為を、未成年者本人又は法定代理人が取り消すことができる」と定め（民法五条二項、一一〇条一

消費者契約法改正の概要

消費者契約法は、消費者を相手方とする契約に関するルールを規定する法律で、民法の特別法に位置付けられます。事業者と消費者との間の情報の格差や力関係を考慮し、消費者が不当な契約を締結することのないよう、事業者は、民法よりも厳格な規制のもとで、消費者と取引することを求められています。消費者契約法の二〇一八年改正に続く更なる改正については、本稿執筆現在開会中の国

事業者に対する要請

法改正による対応に加え、金融庁や経済産業省など全府省庁は、所管する各業界団体や各事業者に対し、若年者への適切な配慮を要請しており、若年者が過大な債務を負うといった消費者トラブルが増えないよう、業界団体においては自主ガイドラインを策定したりや申し合わせすることを求め、各事業者においてははその遵守を求めています。各事業者としては、業界ガイドラインや申し合わせを確認し、自社の業務がこれらを遵守して適切に行われているかを都度見直す必要があります。例えば、日本貸金業協会は、令和四年二月一六日付で社内規則策定ガイドライン「過剰貸付の防止」の中に、若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合には、貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類の提出やその確認を義務付けたり、使途を確認するとともに、名義の貸借やマルチ商法等について注意喚起を行うことを義務付けるといった項目を盛り込んでいます。

おわりに

事業者としては、若年者の無知や判断力の未熟さに乗じて不当な契約を締結することのないよう従業員への教育・啓発活動に取り組みむことはもちろん、最新の法改正の動向に留意し、思わぬところで契約が取消しの対象となったり、契約の条項が無効となったりしないよう、改めて自社の契約に係る対応や契約書内容を確認する必要があります。また、関係各府省庁の要請で自社に適用されるものがないかもチェックし、漏れのない対応をする必要があります。

今回の相談

この四月から、成年年齢が二〇歳から一八歳に引き下げられましたが、事業者としてはどういったことに留意すべきでしょうか。

会に法案が提出された後、衆議院を通過しており、今国会中の改正法成立が見込まれます。その概要は、以下のようなものです。

(一) 契約の取消権を追加（改正法四条三項）
消費者契約法四条三項では、事業者の行為により消費者が困惑し、契約を締結した場合の取消権を定めています。事業者の行為として、現行法では不除去、退去妨害、不安をおよぼす行為、恋愛感情等の好意に乗じる行為など八つの類型が規定されています。

改正法では、現行法の類型では救済が難しく、不当な契約の締結を企図する事業者の抜け道にもなっていた以下の行為によって契約締結がされた場合にも、契約を取り消すことができるようになります。

- ① 勧誘することを告げずに、退去困難な場所へ同行し契約締結を勧誘する行為
- ② 威迫する言動を交え、電話などによる外部との相談の連絡を妨害する行為
- ③ 契約前に契約の目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にする行為

(二) 免責の範囲が不明確な条項の無効（改正法八条三項）

消費者契約法では、契約の条項のうち、無効となる条項の類型を定めています。現行法では、例えば、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者による責任の有無を決定する権限を付与する条項、事業者が故意又は重過失ある場合に一部免責（上限額を定めるなど）とする条項などは無効とされます。

改正法では、これらに加え、消費者による損害賠償請求を困難にする不明確な一部免責条項（軽過失による行為のみ適用されることを明らかにしていないもの）も無効になり

ます。例えば、「法令に反しない限り、賠償額の上限は一万円とします」という条項は無効となり、「軽過失の場合には、賠償額の上限は一万円とします」という条項は有効となるものと考えられます。

(三) 解約料の説明の努力義務（改正法九条二項）

改正法下では、事業者は、消費者に対し、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定したり、違約金を定める条項に基づいて損害賠償や違約金の支払を請求したりする場合には、消費者から説明を求められたときは、損害賠償の額の予定や違約金の算定の根拠の概要を説明するよう努めなければなりません。

(四) 事業者の努力義務の拡充（改正法三条一項等）

改正法では、上記(三)のほか、以下のように事業者の努力義務を拡充しています。

- ① 契約締結の勧誘に際し、消費者の知識・経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮した情報提供をすること（事業者が知ることができたものに限る）（三条一項二号）
- ② 契約締結時だけでなく、消費者の求めに応じて解除権行使に必要な情報提供をすること（三条一項四号）
- ③ 定型約款の内容を表示するよう消費者が事業者に対し請求を行うために必要な情報を提供すること（三条一項三号）
- ④ 適格消費者団体（不特定かつ多数の消費者の利益を守るため、差止請求権を行使できる団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人）から、不当条項を含む契約条項や差止請求に關し講じた措置の開示要請や、解約料の算定根拠の説明要請に応じること（二二条の三から五）